

特別職報酬等の全国状況等の概要

令和2年1月1日時点

1. 本県における特別職報酬等の状況

(単位:千円)

		知事	副知事	教育長	議長	副議長	議員	
給料(報酬)額 (本則額) ^{注1} (資料10頁)	全国平均	1,297	1,017	832	1,008	900	829	
	高知県	支給月額	1,220	940	780	900	820	770
		全国順位	43位	45位	32位	46位	39位	42位
給料(報酬)額 +地域手当 ^{注2} (11頁)	全国平均	1,327	1,041	851	1,008	900	829	
	高知県	支給月額	1,220	940	780	900	820	770
		全国順位	45位	45位	35位	46位	39位	42位
年間給与 ^{注3} (本則額) (18-23頁)	全国平均	22,296	17,485	14,309	16,959	15,151	13,953	
	高知県	支給年額	20,212	15,573	12,800	14,911	13,585	12,757
		全国順位	43位	44位	40位	47位	41位	42位
退職手当 ^{注4} (本則額・ 12月分)	全国平均	8,783	4,960	2,719				
	高知県	支給年額	7,027	3,948	2,246			
		全国順位	46位	46位	35位			
年収 ^{注5} (本則額) (34-36頁)	全国平均	30,892	22,445	16,998	16,959	15,151	13,953	
	高知県	支給年額	27,239	19,521	15,046	14,911	13,585	12,757
		全国順位	44位	46位	34位	47位	41位	42位
知事の給料 に対する割合 (17頁)	全国平均	—	78.4%	64.1%	77.7%	69.4%	63.9%	
	高知県	支給割合	—	77.0%	63.9%	73.8%	67.2%	63.1%

注1)「本則額」とは、条例で定められている給料(報酬)の額である。(特例条例等による減額前の額)

注2)「地域手当」とは、民間の賃金が高い地域の職員に対し、給料とは別に、給料に3~20%を乗じた額を支給しているもの。

注3)「年間給与」とは、本則額、地域手当及び期末手当の1年間の支給額を合計したもの。

注4)退職手当の平均額について、知事は廃止した大阪府、教育長は一般職の例により支給する5県を除いたもの。

議長・副議長・議員への退職手当の支給はない。

注5)「年収」とは、年間給与に「退職手当を1年分に換算した場合の支給額」を合計したもの。

2. 知事の給料に改定のあった団体の状況(前回の審議会(H30.1)以降)(8-9頁)

(単位:千円)

団体名	支給月額(本則)		改定額 (A) - (B)	改定の主な理由
	R2.1.1時点 (A)	H30.1.1時点 (B)		
青森	1,260	1,270	△ 10	一般職の給与、他団体(類似・近隣)の知事給与等を考慮
山形	1,240	1,212	28	一般職の給与の改定率等を考慮
新潟	1,276	1,256	20	他の都道府県の水準等を考慮
長野	1,292	1,278	14	一般職の給与の改定率等を考慮
佐賀	1,260	1,190	70	他の都道府県の水準等を考慮

3. 本県における一般職の給与の改定状況(前回の特別職報酬の改定(H22.4)以降)(24頁)

	改定率	公民較差	人事委員会の報告より
平成22年	-0.15%	-0.17%	本年の民間給与との較差を踏まえ、引下げ改定を行う必要がある。改定に当たっては、 <u>民間の給与水準を下回っている30歳台までは据え置くこととし、40歳台の職員が受ける号俸以上の号俸を対象として引下げを行うとする国家公務員の改定に準ずることとし、国家公務員の俸給表の構造との均衡も考慮して、級号給ごとの給料月額について国家公務員の俸給月額と同額で引下げを行うとともに、全職員の給料月額から均等に200円を減額すること。</u>
平成27年	0.15%	0.15%	本年の民間給与との較差を踏まえ、引上げ改定を行う必要がある。改定に当たっては、本県の初任給が民間の水準を下回っていること、国家公務員が昨年に引き続き初任給や若年層に重点を置いた俸給表の引上げを行ったこと、また、他の都道府県の初任給と比較すると低位な水準にあることを踏まえ、 <u>優秀な人材の確保を図るため、初任給を重点的に引き上げるとともに若年層に限定して改定を行うこと。</u>
平成29年	0.17%	0.17%	本年の民間給与との較差を踏まえ、引上げ改定を行う必要がある。改定に当たっては、本県の初任給が民間の水準を下回っていること、国家公務員が4年連続初任給や若年層に重点を置いた俸給表の引上げを行ったこと、また、他の都道府県の初任給と比較すると低位な水準にあることを踏まえ、 <u>優秀な人材の確保を図るため、初任給を1,500円引き上げるとともに若年層にも同程度の改定を行い、その他については、200円を引き上げることを基本とする。</u>
平成30年	0.15%	0.15%	本年の民間給与との較差を踏まえ、引上げ改定を行う必要がある。改定に当たっては、本県の初任給が民間の水準を下回っていること、国家公務員が5年連続初任給や若年層に重点を置いた俸給表の引上げを行ったこと、また、他の都道府県の初任給と比較すると低位な水準にあることを踏まえ、 <u>優秀な人材の確保を図るため、初任給を1,500円引き上げるとともに若年層にも1,000円程度の改定を行い、その他については、200円を引き上げることを基本とする。</u>
令和元年	0.12%	0.12%	本年の民間給与との較差を踏まえ、引上げ改定を行う必要がある。改定に当たっては、本県の初任給が民間の水準を下回っていること、国家公務員が初任給や若年層に限定した俸給表の引上げを行ったこと、また、他の都道府県の初任給と比較すると低位な水準にあることを踏まえ、 <u>優秀な人材の確保を図るため、初任給を1,500円引き上げるとともに若年層に限定して改定を行うこと。</u>